

産業の分類毎の現状の業種の区分に係る現状

平成 23 年度末における産業の分類毎に、業種の区分数、労災保険率、新規受給者数、適用事業場・労働者数を見ると次のとおりとなる。

1 林業

業種の区分数は 1 で、労災保険率は $60/1,000$ となっている。
新規受給者数が 4,432 人となっている。
適用事業場・労働者数は 1.5 万事業場・7.1 万人となっている。

2 漁業

業種の区分数は 2 で、労災保険率は $20/1,000$ と最高 $40/1,000$ で倍の差となっている。
新規受給者数は 1,342 人となっている。
適用事業場・労働者数は 4 千事業場・3 万人となっている。

3 鉱業

業種の区分数は 5 で、労災保険率は最低 $5.5/1,000$ ～最高 $88/1,000$ で、「金属・非金属鉱業又は石灰鉱業」が突出している。
新規受給者数は 1,269 人となっている。
適用事業場・労働者数は 3 千事業場・2.2 万人となっている。

4 建設事業

業種の区分数が 8 で、労災保険率は最低 $7.5/1,000$ ～最高 $89/1,000$ で、「水力発電施設、ずい道等新設事業」が突出している。
新規受給者数は 5.8 万人となっている。
適用事業場・労働者数は 59.7 万事業場・430.9 万人となっている。

5 製造業

業種の区分数が 25 で、労災保険率は最低 $2.5/1,000$ ～最高 $19/1,000$ で、 $7.0/1,000$ では 4 業種、 $6.5/1,000$ では 2 業種、 $6.0/1,000$ では 4 業種が同率となっている。
新規受給者数は 13.4 万人と全体の 4 分の 1 を占めている。
適用事業場・労働者数は 39.0 万事業場・868.3 万人となっている。

6 運輸業

業種の区分数が4で、労災保険率は最低4.5／1,000～最高16／1,000であるが、同率のものがない。

新規受給者数は3.9万人となっている。

適用事業場・労働者数は7.3万事業場・284.5万人となっている。

7 電気、ガス、水道又は熱供給の事業(電気等事業)

業種の区分数が1で、労災保険率は3.0／1,000となっている。

新規受給者数は757人となっている。

適用事業場・労働者数は2千事業場・16.0万人となっている。

8 その他の事業

業種の区分数が8で、労災保険率は最低2.5／1,000～最高13／1,000で、2業種が2.5／1,000となっている。

新規受給者数は30.3万人となっている。

適用事業場・労働者数は153.8万事業場・3,656万人となっている。

9 船舶所有者の事業

業種の区分数が1で、労災保険率は50／1,000であるが、平成22年1月に新規に設定したばかりであったので、平成24年度の労災保険率の改定では見直さなかった。

新規受給者数は2,898人となっている。

適用事業場・労働者数は5千事業場・5.8万人となっている。